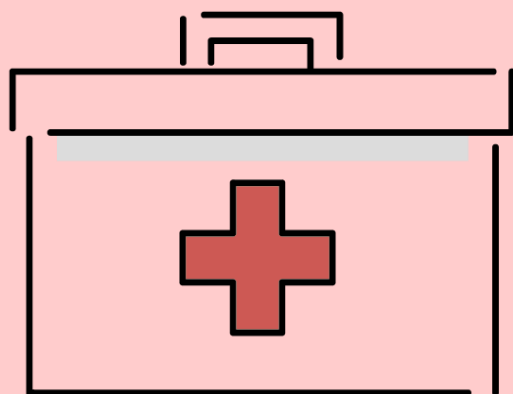


病弱・虚弱



病弱・虚弱とは

病弱・虚弱とは、慢性疾患や難病等があることに伴い継続して医療や生活上の規制が必要、あるいは心身の不調が続いたり病気にかかりやすいため、大学生活を送る上で支障や不自由さが生じている状態を指します。そのような状態が継続または繰り返し起こっている状態を「病弱・虚弱」と呼ぶため、風邪やインフルエンザのような一時的に発症する場合は該当しません。

病弱・虚弱のある学生の障害や疾患等は、例えば以下の通りです。

●（18歳以上になっても治療が必要な）小児慢性特定疾患

悪性新生物（例：白血病）、慢性腎疾患（例：ネフローゼ症候群）、慢性呼吸器疾患（例：気管支喘息）、慢性心疾患（例：洞不全症候群）、内分泌疾患（例：下垂体機能低下症）、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常（例：糖質代謝異常症）、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患（例：もやもや病）、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群（例：ダウン症候群）、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

●内部障害（身体障害者福祉法）

心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害

●難病

筋萎縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、クローン病、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、フェニルケトン尿症、マルファン症候群、（修正／完全）大血管転位症 等

●その他

食物アレルギー・アナフィラキシー、不整脈、十二指腸潰瘍、関節リウマチ等、継続的な生活規制が伴うもの

以上、病弱・虚弱には様々な状況があり、たとえ同一の診断名であっても困りごとやニーズは多様です。他の障害と同様、個別のニーズや状況に即した支援・配慮が必要となります。

病弱・虚弱によって生じる大学生活上の困難さ

上記のような特徴があることによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

●学習面での困りごと

- ・疲れやすかったり、午前中の早い時間帯での授業に参加できない
- ・定期的な通院等の事情から授業への出席が難しい
- ・長時間着席し続ける等、同じ体勢で授業を受けることが難しい
- ・運動制限があるため、体育の授業やその他実技を伴う授業への参加が難しい
- ・筆記やパソコン操作、実験器具の細かい操作が難しい
- ・授業中に服薬のため一時退室しなければならないときがある
- ・てんかん発作や痙攣、呼吸困難、意識消失等、授業中に突然症状が発現する 等



●学習以外での困りごと

- ・運動制限があるため、大学内での移動に時間がかかる
- ・感染症にかかりやすいため、通学に伴う移動や対面での授業参加が難しいときがある
- ・大学の施設利用にあたり、アレルギーを使用している施設利用ができない
- ・学食や非常食にアレルギーとなる食品が含まれている場合、食事に制限がかかる
- ・心臓にペースメーカーがあるため、高エネルギーの電磁波が発生する場所の利用が難しい
- ・人工肛門または人口膀胱を使用しているため、専用のトイレがないと困る 等



病弱・虚弱のある学生への支援

病弱・虚弱のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	感染症にかかりやすいため、集団受験が不安	→ 別室受験
	(糖尿病のため)試験中の投薬や補食が必要	→ 投薬や補食の携帯・服用の許可
学習	てんかん発作等、試験中に症状が出る可能性があり不安	→ 別室受験
	【履修登録】	
	運動制限等があるため、体育等の実技への参加が難しい	→ 運動制限があっても参加可能な競技の選択 実技のレポート等による代替
	移動に時間がかかるため、授業に遅刻しないか不安	→ 履修計画や支援・配慮に関する相談支援 支援体制の構築と(授業担当教員への)配慮事項の周知徹底
	【授業】	
	授業中に体調不良や発作等が起こる可能性がある	→ 一時退室や休憩、携帯している薬の服薬の許可 緊急時の対応(例:学務事務や保健管理センターへの連絡)に関する授業担当教員との情報共有
	移動に時間がかかるため、授業に遅刻する可能性がある	→ 遅刻する可能性があることに対する理解と配慮 アクセスしやすい授業教室への変更
	移動制限や免疫力が低い、通学や集団での受講に困難がある	→ オンラインでの受講の許可
	定期的な通院のため、授業に出席することが難しい時がある	→ 授業担当教員による事情理解と欠席に対する配慮
	筆記やパソコン操作、実験器具の操作等、手先の細かい作業が困難	→ 情報保障支援(パソコン・ノートテイク) 課題内容の変更・調整(例:筆記やパソコン操作を要する課題→口答による課題やチェック解答による試験への変更) オリエンテーションや事前打ち合わせにて実験の進め方等について説明し、取り組み内容や実施する配慮等を決めておく 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する グループ活動の場合、他の学生も含めた各自の役割を調整する
試験・成績評価	【試験・成績評価】	
	対面による試験実施が困難	→ オンラインでの受験の許可 (集団での受験が困難な場合)別室受験
学生生活	筆記による解答が困難または時間がかかる	→ (上肢機能障害の場合)試験時間の1.3～1.5倍延長 解答方法の変更(例:筆記→チェック解答やパソコンによる解答に変更) 代替課題(例:テスト→レポート課題への変更) 別室受験
	周囲の人に事情を知られたくない	→ 情報共有の範囲を決める
	災害や事故等の非常時に一人で避難することが難しい	→ 非常時の対応に関する事前の打合せ 防災訓練・防災教育の実施
	食事や施設・整備にアレルギーが含まれているため、大学内での制限が必要	→ アレルギーへの接触回避対策の徹底 関係の教職員との情報共有

独立行政法人日本学生支援機構『教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)』を参照

●病弱・虚弱のある学生に対する三重大学での過去の支援・配慮例

- ・自家用車による通学の許可
- ・授業中の服薬や補食の許可
- ・トイレ利用や体調不良時の一時退室の許可
- ・体調不良時の対応(学務等への連絡や救急搬送)に関する情報共有
- ・運動制限等の理由によって遅刻する可能性があることへの理解
- ・アクセスしやすい教室(例:1階、車椅子スペース有、エレベーター近く)への授業教室の変更
- ・定期的な通院による授業の欠席に対する理解と配慮
- ・運動制限があることへの理解と配慮 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

支援・配慮事例

心臓機能障害

【架空事例A】

幼少期から続く心疾患のため運動に制限があり、大学生活が心配。体育の授業においては、負荷の高い競技に取り組むことが難しく、高校までは見学することが多かった。運動制限があるため、休み時間の移動に時間がかかる。高校に比べて大学はキャンパスが広く、高校以上に時間がかかって遅刻するかもしれないと思うと心配になる。また、万が一体調不良で気分が悪くなったり体調不良になった際には休めるような場所があるかも分からず不安。定期的な通院日が授業の日とかぶる可能性もある。

<配慮例>



- ・運動制限があっても参加可能な競技（例：アダプテッド・スポーツ）の選択
- ・運動制限があるため遅刻する可能性があること等の状況に関する教員への周知
- ・体調不良時の対応の検討と関係者への周知（例：体調不良時には保健管理センターまたは所属学部/学部の学務事務まで連絡する、教職員が駆けつけるまでに時間がかかる教室で受講している場合には、教室を一時退室して近くのソファ等で休む）
- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・運動負荷が少なくアクセスしやすい場所（例：1階の教室）に授業教室を変更する
- ・定期的な通院のための欠席に対する教員の理解と配慮

腎臓機能障害

【架空事例B】

慢性腎疾患があり、副腎皮質ステロイドや免疫抑制剤を日常的に服薬している。そのため、免疫機能が低下することから感染症にかかりやすい状態となり、特に感染症が拡大している時期においては、集団で授業を受けることに不安がある。また、抗凝固薬を服用することもあり、その時は血が止まりにくく、例えば鼻血が出たらしばらくの間止まらない状態になる場合がある。定期的に人工透析も必要となり、通院日が重なった場合は授業を休まねばならず、単位をちゃんととれるか心配なため、相談に至る。

<配慮例>



- ・自宅からのオンライン受講の許可
- ・オンラインでも受験可能な試験問題の用意
- ・対面で実施する場合の感染予防対策の徹底
- ・体調不良時の対応の検討と関係者への周知（例：体調不良時には保健管理センターまたは所属学部/学部の学務事務まで連絡する、教職員が駆けつけるまでに時間がかかる教室で受講している場合には、教室を一時退室して近くのソファ等で休む）
- ・出血する可能性の低い体育の競技の選択
- ・定期的な通院のための欠席に対する教員の理解と配慮

食物アレルギー・アナフィラキシー

【架空事例C】

複数の食物に対するアレルギーがあり、誤ってアレルゲン物質を摂取した場合はアナフィラキシー（蕁麻疹や嘔吐、呼吸困難等の複数症状が一定時間続く、または意識障害等のショック症状）が起こる可能性がある。過去にアナフィラキシーの既往があり、エピペン（アドレナリン）を常に携帯。また、食物摂取だけでなく、食事直後に運動することで出現する運動誘発アナフィラキシーの既往もあり、食後一定時間は運動が制限されている。アレルギーがあることや万が一の場合エピペンを打って休憩する可能性があることの理解、さらに食後の運動制限のため、食後の授業に遅刻することへの配慮を希望して、入学決定後に学部/学部に相談があった。

<配慮例>



- ・食物アレルギーがあること等の状況を関係の教職員に周知
- ・学食等での使用食材の表示
- ・万が一の場合に備えた休憩スペース等の確保と対応の周知
- ・食後の運動制限のため授業に遅刻することへの教員の理解と配慮